

## たわらノーロード 先進国債券

追加型投信/海外/債券(インデックス型)

## 運用実績

## 運用実績の推移



(設定日:2015年12月18日)

基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した ものであり、実際の基準価額とは異なります。

分配金再投資基準価額=前日分配金再投資基準価額×(当日基準価額÷前日 基準価額)(※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)

基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。

ベンチマークはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)であり、設定日の値を10,000円として計算しています。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

## 基準価額·純資産総額

| 基 | 準   | 価  | 額 | 13,219 円   |
|---|-----|----|---|------------|
| 純 | 資 產 | E総 | 額 | 63,682 百万円 |

※ 基準価額は1万口当たり

#### ポートフォリオ構成

| 実質組入比率 | 98.5 % |
|--------|--------|
| 現物組入比率 | 98.5 % |
| 先物組入比率 | 0.0 %  |
| 現金等比率  | 1.5 %  |
| 組入銘柄数  | 970    |

※1 組入比率は純資産総額に対する実質組入比率です。 ※2 現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

## 分配金実績(税引前)※直近3年分

| 第7期(2022.10.12) | 0 円 |
|-----------------|-----|
| 第8期(2023.10.12) | 0 円 |
| 第9期(2024.10.15) | 0 円 |
| 設定来累計分配金        | 0 円 |

※1 分配金は1万口当たり

※2 上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※3 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定 します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するもので はありません。分配金が支払われない場合もあります。

#### 騰落率(税引前分配金再投資)

|        | 1ヵ月    | 3ヵ月    | 6ヵ月    | 1年     | 2年     | 3年     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ファンド   | 1.87%  | 3.46%  | 4.72%  | 6.79%  | 14.91% | 20.22% |
| ベンチマーク | 2.00%  | 3.59%  | 4.95%  | 7.15%  | 15.48% | 21.46% |
| 差      | -0.13% | -0.13% | -0.23% | -0.36% | -0.57% | -1.24% |

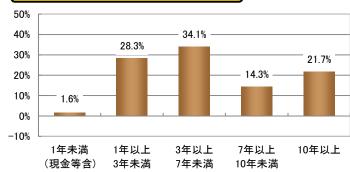
- ※1 ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
- ※2 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。
- ※3 各期間は、基準日から過去に遡っています。

### ポートフォリオの状況

| 最終利回り     | 3.34% |
|-----------|-------|
| 平均クーポン    | 2.84% |
| 平均残存期間(年) | 7.94  |
| 修正デュレーション | 6.15  |

※ 純資産総額を基に計算しています。

# 残存期間別組入比率



※ 組入比率は純資産総額に対する実質組入比率です。

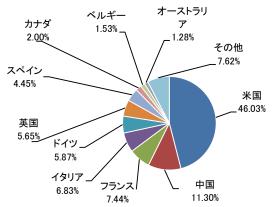
※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

- ※ 当資料は5枚ものです。
- ※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

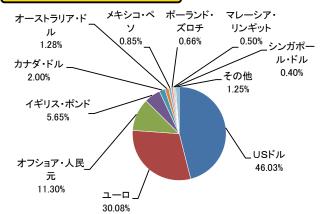


アセットマネジメントOne

#### 国•地域別構成比



### 通貨別構成比



※1 比率は実質的に組入れている有価証券の評価額に対する割合です。 ※1 比率は実質的に組入れている有価証券の評価額に対する割合です。 ※2 上位11位以下の国・地域については、「その他」として集計しています。 ※2 上位11位以下の通貨については、「その他」として集計しています。

### ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として海外の公社債に実質的に投資します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界 主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。投資適格\*の国債等で構成され、 FTSE Fixed Income LLCの基準を満たす新興国も含まれます。
  - \*投資適格とは、格付けがBBB格相当(S&Pグローバル・レーティング(S&P社)によるBBBー格またはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)によるBaa3格)以上の格付けをいいます。
- ・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

- ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。
- 〇年1回決算を行います。

毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

#### 主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論 見書)をご覧ください。

〇 為替リスク············· 当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変

動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合に

は基準価額が下がる要因となります。

○ 金利リスク············· 一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をします

ので、金利変動により基準価額が上下します。

〇 信用リスク············ 当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額

が下がる要因となります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※ 当資料は5枚ものです。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

| お申込みメモ(くわし             | くは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)  |
|------------------------|--|
| 購入単位                   | 販売会社が定める単位(当初元本1ロ=1円)  |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)  |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払いください。   |
| 換金単位                   | 販売会社が定める単位   |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額  |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。  |
| 申込締切時間                 | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |
| 購入·換金申込不可日             | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日  |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。   |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。   |
| 信託期間                   | 無期限(2015年12月18日設定)   |
| 繰上償還                   | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ・対象インデックスが改廃された場合 ・やむを得ない事情が発生した場合  |
| 決算日                    | 毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 収益分配                   | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、<br>どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。  |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。 |

## ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## ●投資者が直接的に負担する費用

| 購入時手数料           | ありません。   |
|------------------|--|
| 換金手数料            | ありません。   |
| 信託財産留保額          | ありません。   |
| ●投資者が信託財産で間      | 接的に負担する費用  |
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.187%(税抜0.17%)以内<br>(2025年7月15日現在: <b>年率0.187%(税抜0.17%)</b> )  |
|                  | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に<br>要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示す<br>ことができません。 |

※確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ※ 当資料は5枚ものです。
- ※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

### 投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

#### 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- 〇 お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に 係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失 を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 〇 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点(2025年10月9日)のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- ◆収益分配金に関する留意事項◆
- 〇収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、 分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 〇受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 〇分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の 運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- ◆委託会社およびファンドの関係法人◆
- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号加入協会:一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

- <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください

#### ◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ URL https://www.am-one.co.jp/

### 販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

〇印は協会への加入を意味します。

2025年10月9日現在

| 登録番号等                     | 日本証券業協会  | 法人日本  | 法人金融  | 一般社団<br>法人第融引<br>品 協会 | 備考    |
|---------------------------|--|---|---|-----------------------|-------|
| 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号      | 0  |   | 0   | 0                     |       |
| 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号      | 0  |   | 0   | 0                     |       |
| 登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号    | 0  |   | 0   |                       |       |
| 登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号     | 0  |   | 0   |                       |       |
| 登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号     | 0  |   |   |                       |       |
| 登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号      | 0  |   |   |                       |       |
| 登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号    | 0  | 0   |   |                       |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   | 0  | 0   | 0   |                       |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号   | 0  |   | 0   | 0                     |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号   | 0  | 0   | 0   | 0                     |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号  | 0  | 0   |   |                       |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号   | 0  | 0   | 0   |                       |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  | 0  | 0   | 0   | 0                     |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号 | 0  | 0   |   |                       |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | 0  | 0   | 0   | 0                     |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  | 0  | 0   | 0   | 0                     |       |
| 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号  | 0  |   | 0   |                       |       |
|                           | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号 登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第15号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第166号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第166号 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号  登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号  登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号  登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号  登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号  登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号  登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号  ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号  ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号  ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号  ○ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号  ○ | 登録番号等       日本証券      | 登録番号等 |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

- ※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
- ※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
- ※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)



# 販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。 〇印は協会への加入を意味します。

2025年10月9日現在

| 商号                                    | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 人日本投資 | 一般社団法<br>人金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法<br>人第二種金<br>融商品取引<br>業協会 | 備考 |
|---------------------------------------|------------------------|---------|-------|-------------------------|--------------------------------|----|
| 北海道労働金庫                               | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第38号 |         |       |                         |                                |    |
| 東北労働金庫                                | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第68号  |         |       |                         |                                |    |
| 中央労働金庫                                | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第259号 |         |       |                         |                                |    |
| 新潟県労働金庫                               | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第267号 |         |       |                         |                                |    |
| 長野県労働金庫                               | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第268号 |         |       |                         |                                |    |
| 静岡県労働金庫                               | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第72号  |         |       |                         |                                |    |
| 北陸労働金庫                                | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第36号  |         |       |                         |                                |    |
| 東海労働金庫                                | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第70号  |         |       |                         |                                |    |
| 近畿労働金庫                                | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第90号  |         |       |                         |                                |    |
| 中国労働金庫                                | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第53号  |         |       |                         |                                |    |
| 四国労働金庫                                | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第26号  |         |       |                         |                                |    |
| 九州労働金庫                                | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第39号 |         |       |                         |                                |    |
| 沖縄県労働金庫                               | 登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第8号 |         |       |                         |                                |    |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号  | 0       |       | 0                       |                                |    |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取引<br>業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号 | 0       |       |                         |                                |    |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号  | 0       |       | 0                       |                                |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

※ 当資料は5枚ものです。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



Asset Management One アセットマネジメントOne